資料１

県・市懇談会テーマ一覧表（未定稿）

部会	番号	テーマ	提出市	頁
行政部会関係	1	スマート自治体に向けた体制の構築とＡＩ技術を活用した「対話型問合せサービス」の県全体の共同利用について	豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、稲沢市、新城市、大府市、尾張旭市、高浜市、田原市、清須市、弥富市、あま市	1
	2	愛知県知多地方税滞納整理機構の設置延長について	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市	2
	3	個人住民税特別徴収の実施率の向上について	大府市	3
	4	自転車ヘルメット着用促進及び自転車損害賠償保険等の加入への取組みについて	知立市	4
	5	運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書について	豊明市	5
社会文教部会関係	6	愛知県遺児手当におけるマイナンバー制度の情報連携の活用について	津島市	6
	7	高次脳機能障害支援拠点機関の設置について	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市	7
	8	市町村国民健康保険に対する県の財政的援助について	犬山市	8
	9	障害者（児）通所施設における歯科健診(検診)の補助について	安城市	9
	10	小中学校への空調設備の設置に対する財政的支援について	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、豊田市、岡崎市、半田市	10
	11	外国人児童生徒等に対する日本語指導のための教員配置について	稲沢市	11
経済部会関係	12	立地奨励制度の拡充について	豊橋市	12
	13	災害発生時における県による農業支援について	田原市・豊橋市	13
	14	下水道支線管渠改築事業等に係る市町村下水道補助事業（県費補助事業）の創設について	一宮市	14
	15	県管理河川における適正な管理及び市町村管理河川の財政的支援措置制度の創設並びに法的規制について	一宮市・蒲郡市・稲沢市	15
	16	ブロック塀の撤去等にかかる補助制度の創設について	尾張旭市	16

１　スマート自治体に向けた体制の構築とＡＩ技術を活用した「対話型問合せサービス」の県全体の共同利用について

〔豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、稲沢市、新城市、大府市、尾張旭市、高浜市、田原市、清須市、弥富市、あま市提出〕

総務省の「自治体戦略２０４０構想研究会」の第二次報告において、人口縮減時代のパラダイムへ自治体のあり方を転換し、業務の自動化・省力化につながる破壊的技術（ＡＩやロボティクスなど）の活用の必要があるとしています。

そこで、「対話型問合せサービス」を県内自治体共同で導入することで、県内で区別のないワンストップサービスの提供による住民利便性の向上と、情報のオープンデータ化による、産学官連携による地域課題解決を図ることができると考えています。

しかしながら、多くの自治体では、住民からの問合せ・要望等、それに対する回答等を質的・量的に把握できておらず、蓄積されていく膨大な住民との対話ログデータを分析し、地域課題やニーズを把握し、業務や政策立案に活かすにはデータ整備が課題となっており、市町村ごとに「対話型問合せサービス」の導入を進めることは、経費・研修等の重複投資が生じるものであります。

ついては、県におかれては、**県内の自治体が足並みを揃えて対応できる体制を構築し、広域的な観点での調整を要望します。まずは、「対話型問合せサービス」の実現に向けて県内全自治体参加のプロジェクトを設置し、事務局として、導入手法、FAQ整備、導入後の負担金、データ利活用等についての研究・検討を取りまとめ、県内共同システムとしての導入を要望します。**

2　愛知県知多地方税滞納整理機構の設置延長について

〔半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市提出〕

平成２３年度に愛知県と市町村が連携し、個人住民税を始めとした市町村税の滞納整理を推進するとともに、市町村徴収職員の徴収技術の向上を図ることを目的として、「愛知県地方税滞納整理機構」（以下、「機構」という。）が設立されました。

設立以降、同機構による個人住民税を始めとする地方税滞納整理業務の推進により収入未済額の縮減や徴収率の向上などが図られるとともに、参加市町職員の徴収技術向上に顕著に効果をあげております。

今後、更なる収入未済額の縮減や市町村職員の徴収技術を高いレベルで安定させることが求められており、同機構の地方税滞納整理業務推進における必要性は今後も更に高まることが期待されております。

機構の設置期間は、平成２３年４月１日から３年間でしたが、参加市町村の強い継続要望を受け、３年間毎に２度期間が延長されましたが、その期間も平成３２年３月に終了する予定です。

しかしながら、継続を要望する声は依然強く、知多半島の５市５町は、一致して、継続を希望しております。

ついては、県におかれては、**現在の設置期間後について、更なる設置期間の延長を要望します。**

3　個人住民税特別徴収の実施率の向上について

〔大府市提出〕

国は、地方税法第３２１条の３及び第３２１条の４において、給与支払者に係る個人の市町村民税の特別徴収について定めています。

他県では、長野県が全事業主に対し特別徴収義務者の一斉指定を実施しており、岡山県が事業所向け手引の策定、コールセンターでの徹底呼び掛けなどの取組を行っているところであります。

愛知県においても、県内の個人住民税の特別徴収の推進に当たっては、特別徴収未実施事業主の特別徴収義務者への一斉切替を目指して取組みを継続し、特別徴収による納税義務者の割合は年々向上しています。

しかし、全国的には２４位（平成２８年度特徴率：８２．８％）と中位で、県内の推進状況も頭打ち感があり、今後も改善できる余地があります。

大府市では平成２６年度に本市関係分の一斉切替を実施したことで一定の成果を上げましたが、特別徴収が原則であるにも関わらず非協力的な事業主もあり、働きかけには限界があります。特別徴収実施率を上げることは、徴収率を上げるとともに滞納を未然に防ぐ有効な手段であります。今後とも県と市町村の相互連携のもと、更に特別徴収を推進していくことが肝要です。

ついては、県におかれては、**県内の給与所得者数に占める特別徴収による納税義務者の割合が更に向上するよう、特別徴収義務者への県内一斉切替の実施に向けた取組みを行うよう要望します。**

4　自転車ヘルメット着用促進及び自転車損害賠償保険等の加入への取組みについて

〔知立市提出〕

愛知県では平成２９年度中に２００人もの人が交通事故によって亡くなり、うち３５人（１７．５％）が自転車乗用中に亡くなっています。自転車乗用中の交通事故死者のうち、ヘルメット非着用者は３５人（１００％）であり、負傷主部位が頭部であった人は２７人（７７．１％）でありました。

死亡事故に多い頭部損傷の大部分が四輪車の車体や路面との衝突であり、硬い部位との衝突時に頭部を保護する上でヘルメットは重要な役割を果たしています。ヘルメットを正しく着用することで、自転車事故により死亡する割合は約１／４まで低減されたとの報告（交通事故総合分析センター）もあります。

自転車乗用中の交通事故死者のすべての人がヘルメット非着用であるが、ヘルメットの着用について、市域をまたいで市外から通学する高校生等に対して指導ができない状況があります。

また、自転車事故の賠償については、小学生が乗った自転車と歩行者との衝突事故をめぐる損害賠償訴訟で、小学生の母親に約９，５００万円という賠償を命じた例などもあるように年々賠償金が高額になるケースが相次いでいます。

このような、各市町村で異なるヘルメット着用及び自転車損害賠償保険等の加入についての問題を是正するためには、県域レベルで統一した対応を実施することが必要であります。

ついては、県におかれては、**ヘルメット着用についての規制等の条例制定を要望します。**

また、自転車損害賠償保険等の加入について義務化する条例制定も併せて要望します。

5　運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書について

〔豊明市提出〕

近年は、高齢者が加害者となる交通事故が増えているため、事故リスクの高い方には、自主返納を促進させていく必要があります。

運転免許証を公安委員会に自主返納する申請手続きは、愛知県においては運転免許試験場、東三河運転免許センター及び中部空港警察署を除く全警察署で受付されていますが、豊明市を含めた一部の幹部交番では手続きができません。

自主返納では、代理申請が認められていないため、高齢者や申請場所まで遠い方は、申請場所までの移動を負担に感じられています。そのような理由からも、自主返納が促進されていないと考えられます。

また、運転免許証を自主返納した際、免許証に代わる本人確認書類として、運転経歴証明書が交付されますが、この証明書の交付手続きには1,100円の手数料が必要です。

ついては、県におかれては、**更なる自主返納を促進させるため、全ての幹部交番でも自主返納の受付ができるよう、自主返納の窓口を各自治体に少なくとも1か所以上整備するよう要望します。**

また、運転経歴証明書の交付手数料の全額または一部軽減の支援措置を検討するよう要望します。

6　愛知県遺児手当におけるマイナンバー制度の情報連携の活用について

〔津島市提出〕

児童扶養手当の手続きにおいては、マイナンバー制度の情報連携により、住民票や課税証明等の書類の添付が省略可能である。また、津島市の遺児手当の手続きにおいても、独自利用事務として情報連携を活用していることにより、同様の書類の添付が省略可能となっております。

しかし、愛知県遺児手当については情報連携が行われていないため、他市町村からの転入者等一部の申請者は書類を省略することができません。

このため、児童扶養手当及び津島市の遺児手当の手続きにおいては添付が省略可能な書類を、愛知県遺児手当の手続きだけのために、住民に取り寄せてもらわなければならないため、住民の負担は、情報連携前と同様となっております。

ついては、県におかれては、**愛知県遺児手当においても、国民の利便性及び行政運営の効率化というマイナンバー法の基本理念に鑑み、情報連携を活用して事務処理を行い、添付書類を省略できるよう要望します。**

7　高次脳機能障害支援拠点機関の設置について

〔豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市　提出〕

けがや病気により、脳に損傷を負い、記憶障害や注意障害などが起こる高次脳機能障害は、外見上、障害の有無がわかりにくく、本人も自覚することが難しい障害であり、近年増加傾向にあります。

国は、都道府県が指定する高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関において、相談支援、連携の充実、普及・啓発事業、研修等を行い、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図ることを促進しているところであります。

現在、高次脳機能障害者に対する支援拠点機関は、全国で１０３箇所設置されていますが、愛知県を始め３１都県においては１箇所しか設置されておりません。

しかしながら、愛知県においては、医療・リハビリ・支援コーディネートの機能を合わせ持つ、名古屋市総合リハビリテーションセンター１箇所の設置であるため、東三河地域の通所者の移動時間や経済的な負担が大きいものとなっています。

ついては、県におかれては、**東三河地域住民にとって、身近な地域で支援を受けることができるよう、東三河地域に愛知県が指定する高次脳機能障害支援拠点機関の設置を要望します。**

8　市町村国民健康保険に対する県の財政的援助について

〔犬山市提出〕

市町村の福祉医療実施に伴う波及増のうち、保険料部分に対し、平成２５年度まで、県から市町村国保に「国民健康保険事業費補助金」が交付されていたが、現在は廃止となっているところです。

同補助金については、県全体の歳出抑制の流れの中で、廃止はやむを得ないと理解していますが、国の国民健康保険制度改革による財政変動により、市町村によっては、これまでよりも厳しい運営を迫られている実態があります。

ついては、県におかれては、**今年度からの制度改革の中で、県が国民健康保険財政の運営主体となったことから、医療費の適正化のための健康づくりを進める保険者への支援など、市町村国保の財政運営の安定化を図るための、新たな補助制度の創設を要望します。**

9　障害者（児）通所施設における歯科健診(検診)の補助について

〔安城市提出〕

国においては、歯科口腔保健の推進に関する法律が制定されております。また、愛知県においても、あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例が制定されておりますが、歯と口の健康は、健康な生活を営むうえで、重要な役割をはたしております。

現在、障害者(児)入所施設の歯科健診(検診)については、県から愛知県歯科医師会に補助金を交付し、郡市区歯科医師会が施設で実施しております。一方、障害者(児)通所施設においては、県から愛知県歯科医師会には補助金が交付されておらず、愛知県歯科医師会が郡市区歯科医師会の実施に応じて補助してきましたが、平成３１年度に向けて愛知県歯科医師会も財源の確保が難しくなり、補助することができなくなります。

しかしながら、障害者(児)においては、日々の生活の中でも歯や口腔のセルフケアが十分にできず、重症化してからの通院となることもあるため、年に１回の歯科健診(検診)は、重要なものであります。障害者（児）の通所施設は、居住している市町村にある施設にとどまらず、広域的な利用となります。また、郡市区歯科医師会への補助がなくなることで、通い慣れた場所で安心して歯科健診(検診)が受けられなくなります。

ついては、県におかれては、**障害者(児)の通所施設は、居住している市町村にある施設にとどまらず、広域的な利用となるため、障害者(児)入所施設の歯科健診(検診)と同様に、郡市区歯科医師会が通所施設で実施できるよう、県から愛知県歯科医師会に補助金の交付を要望します。**

１０　小中学校への空調設備の設置に対する財政的支援について

〔豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、豊田市、
蒲郡市、新城市、田原市提出〕

現在、空調設備設置のための財源としては、文部科学省の「学校施設環境改善交付金（補助率１／３又は２／７）」がありますが、近年の補助採択の優先度は長寿命化改修等の校舎改良事業に比べて低いものとなっております。今夏の猛暑を受け、菅官房長官は記者会見において、平成３１年の夏頃までに空調設置が間に合うよう対応すると発言されております。

しかし、空調設備設置に際し、国からの財源を除いた２／３又は５／７は一般財源となり、市町村の財政負担は大変大きなものであります。また、設置費用とともに、経常的に発生する電気代等の費用も大きな財政負担となります。

来年夏までの設置を目標としている自治体が多い中、業者からは、整備手法によっては、設計業務や設備調達に相当期間を要する場合もあるとの意見が出されています。

ついては、県におかれては、**国の補助制度に加えた財政措置として、愛知県において空調設備設置に対する独自の補助制度の早急な創設を要望します。併せて、空調設備の電気代等に対する補助制度の創設についても要望します。**

また、文部科学省に対して、空調設備設置に対する財政支援を来年度以降も継続するほか、空調設備の設置に当たっては、市町村が交付金を活用して確実に実施できるよう、必要な予算の確保や補助率の拡大、交付額を算定する際の補助単価の引上げ等について要望するとともに、財政力指数による調整措置を廃止するよう、国に働きかけるよう要望します。

１１　外国人児童生徒等に対する日本語指導のための教員配置について

〔稲沢市提出〕

現在、稲沢市における日本語教育が必要な児童生徒は、小中学校３２校の内１７校に、１１０人が在籍しています。また、市内にはポルトガル語のコミュニティが存在する地域があり、近年日本語が全く話せない児童生徒の転入が増えています。

こうした児童生徒に、日本語教育が必要な児童生徒が在籍する学級の担任と、各校の外国人児童生徒教育担当教員、市の語学指導助手の巡回訪問で対応していますが、十分な支援ができているとは言えないのが現状です。実際に、初期支援が必要な児童生徒が１人でもいれば、その児童生徒の学習を保証する必要がありますが、学校は対応に苦慮しています。

ついては、県におかれては、**外国人児童生徒等に対する日本語指導のための教員配置について、よりきめ細かな指導・支援が行えるよう少なくとも５人以上１０人未満で加配教員１人を配置する等、加配教員の基準の緩和を要望します。**

１２　立地奨励制度の拡充について

〔豊橋市提出〕

豊橋市では、優良企業の市内への立地を促進するため、愛知県の奨励制度を活用しながら、独自の優遇制度により企業誘致活動を積極的に展開しているところです。

しかし、県境に位置するという土地柄から、助成金など立地に係る諸条件を県外の近隣地域と比較されることが度々あり、地域間の企業誘致競争が激しくなる中、優良企業の投資先として本市が選ばれるには、県外の近隣地域に見劣りしないレベルにまで優遇制度を充実させる必要性があると考えています。

豊橋市内に生産施設等の新規立地あるいは増設等を考えた企業が、県外の近隣地域に手厚い優遇制度があるため、投資の計画を県外に変更するおそれがあります。また、優遇制度の充実は、助成金の上乗せなど多額の費用を要しそれを税収で回収するにも長い期間を要するため、本市単独では財政負担が大きく厳しいものがございます。

ついては、県におかれては、**豊橋市をはじめ県境地域における企業誘致を円滑に進めるため、市が土地取得費用に係る優遇制度を充実させる場合には、これに合わせた県の支援を要望します。**

１３　災害発生時における県による農業支援について

〔豊橋市、田原市提出〕

７月２９日の台風１２号により、愛知県下でも有数の農業地域である豊橋市・田原市では、軟質ビニールハウスの倒壊などにより、１，３００棟超の被害が発生しました。また、その後も９月４日に台風２１号、９月３０日に台風２４号と、度重なる台風の襲来により、甚大な被害が発生しております。

被害を受けた施設では、再建のためにビニールの張替えが必要となり、被災農家は相当量のビニールの処理が必要となります。

現在、農業用廃プラスチックの適正処理のため、ＪＡや農業資材販売業者、市で協議会を立ち上げ、回収を行っているところであります。

しかしながら、今回のような大きな台風被害時においては、廃ビニール処理に要する費用をはじめ、被災施設・資材の撤去や農業用ハウスの再建、農業用機械等の修繕等に要する経費を軽減し、被災された農家が営農意欲を失わず経営を再建するための支援が急務であります。

ついては、県におかれては、**大規模な被害を受けた農家等の早期復旧に向けた支援を要望します。**

１４　下水道支線管渠改築事業等に係る市町村下水道補助事業（県費補助事業）の創設について

〔一宮市提出〕

平成３０年度の社会資本整備総合交付金におきましては、国の財政制度等審議会の答申を受け、未普及の解消と雨水対策に重点配分されました。また、小規模管渠の改築でも補助対象となり得る緊急改築推進事業補助金制度は平成２９年度末で廃止となりました。

一宮市の下水道事業については、大正 15 年より中心市街地で整備が始められ、これらの管渠について改築更新が緊急の課題となっております。

老朽化した下水道管渠による大規模な陥没事故の防止を図り、安全で衛生的な市民生活を継続していくためには、都市インフラである下水道の計画的な改築更新は不可欠なものであります。

また、老朽化については幹線管渠のみならず、支線管渠や取付管でも進行しており、国庫補助対象以外の管渠の改築更新を図る必要があります。

ついては、県におかれては、**市町村下水道補助事業（県費補助事業）において、下水道支線管渠の改築更新及び老朽化調査（テレビカメラ調査等）に係る補助メニューの創設を要望します。**

１５　県管理河川における適正な管理及び市町村管理河川の財政的支援措置制度の創設並びに法的規制について

〔一宮市、蒲郡市、稲沢市提出〕

県管理河川の未整備区間、市町村の管理する準用河川、普通河川、いずれにおいても、堤防や護岸の劣化が甚だしく、土砂の堆積や樹木の繁茂等により、その流下能力が低下している状況にあります。周辺への生活環境にも影響を与え、流域の地区や住民からも適正な管理を強く求められています。

近年の局地的豪雨等により、管理が行き届いていない河川は、重大な災害を引き起こす危険があり、浚渫等の直接的な土木工事を行うことが災害を防止する抜本的かつ有効な方法であると考えます。

しかしながら、河川の管理については、費用、時間、定期的実施の面において市町村単独で実施するには限界があります。

また、特定都市河川流域に指定されていない流域においては、雨水対策のない小規模開発（１，０００㎡程度）が進んでいる現状であります。

ついては、県におかれては、**県の管理する河川における、計画事業の促進、劣化した堤防や護岸の強化・補修、改修の促進、定期的な河川の浚渫及び堤防の草刈りなどの適切な管理を要望します。**

また、市町村の管理する河川の浚渫について、新たな財政的支援制度を創設することを要望します。

併せて、現行の特定都市河川流域以外においても、法的な規制がかけられるよう、指導・助言を要望します。

１６　ブロック塀の撤去等にかかる補助制度の創設について

〔尾張旭市提出〕

平成３０年６月１８日に発生した大阪北部地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、尾張旭市では民間ブロック塀の撤去に関する補助制度を創設し、現在、多くの市民の方に申し込みや問い合わせをいただいているところであります。

今後発生が懸念される大規模災害に備え、危険なブロック塀については、即時に撤去・改修する必要があります。

しかしながら、民間ブロック塀の撤去工事については、耐震補助事業の一環として、社会資本整備総合交付金（国費）にて１／２が充当されますが、現時点での補助制度への申し込みを考慮すると、十分な予算を確保できていない状況です。

また、今回の地震を踏まえた市民の関心の高さから、今後さらに危険箇所の増加が見込まれるため、その対応は市の財政面において非常に大きな負担となることが想定されます。

ついては、県におかれては、**他の耐震補助事業と同様に、県費の充当により市町村の財政負担の軽減を図るよう、民間ブロック塀の撤去に関する補助制度の創設を要望します。**